

令和7年度 給食業務従事者研修会
【動画配信】

「給食施設に必要な栄養管理について」
～令和6年度巡回指導結果からみえる今後のポイント～



令和7年6月16日～7月31日
宇都宮市保健所健康増進課

★本動画で説明すること

1. 給食施設とは
2. 令和6年度給食施設巡回指導結果と今後のポイント
3. 事前アンケート結果の情報共有
4. その他ご案内

1. 給食施設とは

(1) 給食施設の定義

健康増進法では、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なもの

特定 給食施設

1回 100食以上 又は 1日 250食以上

特定給食施設以外の給食施設

1回 50食以上 又は 1日 100食以上



「特定給食施設」及び「特定給食施設以外の給食施設」は、

保健所へ給食開始等の届出や給食実施状況報告書(年2回)の提出が必要です。

また、保健所が個別指導として給食施設巡回指導を行います。

これらの施設に該当しない1回50食未満かつ1日100食未満の食事を供給している施設は、届出や報告等の義務はありませんが、対象者の特性を踏まえた栄養管理は大切です。

1. 給食施設とは

(2) 特定給食施設等が行う届出・報告

健康増進法第20条第1項/第2項により、
特定給食施設の設置者は下記の届出が義務付けられています。

◎ 給食を開始(再開)するとき 開始(再開)届

◎ 給食内容を変更するとき 変更届

健康増進法施行規則第6条で定める事項

◎ 給食を休止(廃止)するとき 休止(廃止)届

(参考)健康増進法施行規則第6条で定める事項

- 1 : 給食施設の名称及び所在地
- 2 : 給食施設の設置者の氏名及び住所 (法人にあっては、給食施設設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- 3 : 給食施設の種類
- 4 : 給食の開始または開始予定日
- 5 : 一日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数
- 6 : 管理栄養士及び栄養士の員数

変更が生じた日から

1か月以内に

提出してください



※ 特定給食施設以外の給食施設の設置者も特定給食施設と同様にご提出をお願いします。(様式は異なるので注意)

1. 給食施設とは

(2) 特定給食施設等が行う届出・報告 ～変更届について～

---- 下記について変更があった場合は変更届の提出をお願いします ----

① 給食施設の**名称**及び**所在地**

② 給食施設の**設置者の氏名**及び**住所**

③ 給食施設の**種類**

幼稚園→認定こども園 等

④ 一日の**予定給食数**及び**各食ごとの予定給食数**

大幅な食数の増減で
特定給食施設以外の給食施設
→特定給食施設 になる 等

⑤ **管理栄養士**及び**栄養士の員数**

調理師・調理員等の変更
の場合は届け出不要です

1. 給食施設とは

(2) 特定給食施設等が行う届出・報告 ～変更届について～

----- 変更届を提出する際の注意事項 -----

① 委託給食であっても **必ず設置者から**
ご提出ください

② 【設置者】・・・施設の設置者の住所や氏名
⚠ 委託給食の場合、委託会社の住所や氏名ではないので注意

③ 【変更年月日】・・・変更が生じた日
⚠ 届け出を記入した日や提出した日ではないので注意

様式第3号（規則第3条関係）

特定給食施設変更届

年 月 日

宇都宮市保健所長 様

設置者

住 所 〒

氏 名

（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

次のとおり届出事項を変更したので、健康増進法第20条第2項の規定により届け出ます。

給 食 施 設 の 名 称		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
☐ 給食施設の名称		
☐ 給食施設の所在地		
☐ 設置者の氏名（名称）		

1. 給食施設とは

(2) 特定給食施設等が行う届出・報告 ～変更届について～

(変更届の栄養士・管理栄養士の人数に関してよくあるお問い合わせ)

員数変更の届け出は
忘れがちです
お気を付けてください

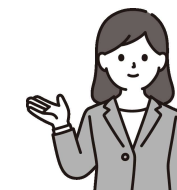
員数は変わってないが、人が変わった 例) 栄養士 A さん→栄養士 B さん	× 必要なし 人数が変わった際には提出が必要です
産休・育休・傷病などで休みに入る	○ 必要
栄養士が管理栄養士に変わった	○ 必要 例) 栄養士 1 名→0 名 管理栄養士 0 名→1 名

施設の栄養士・管理栄養士の人数とは 「**資格を持ち**」, 「**栄養管理業務を行っている**」 方の人数です
資格は持っているが、栄養管理に携わっていない場合は栄養士・管理栄養士の人数に含まないのでご注意ください



書き方が分からない
保健所に何名で届け出を出しているか知りたい など

ご不明点がございましたら
健康増進課まで
お気軽にお問い合わせください

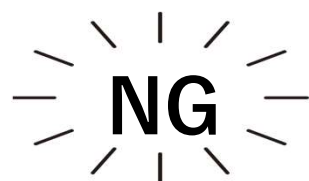


1. 給食施設とは

(2) 特定給食施設等が行う届出・報告 ～給食実施状況報告書について～

宇都宮市健康増進法施行規則第6条により、**特定給食施設の管理者**は毎年5月及び11月に実施した給食の状況について、給食実施状況報告書を作成し、保健所へ提出してください。

提出期日 年 2 回	5 月実施分 6 月 1 6 日(月) 1 1 月実施分 1 2 月 1 5 日(月)
---------------	---



対象月(5月・11月)の途中で提出



異なる様式で提出

対象月(5月・11月)の
給与量が算出できてから
提出をお願いします

※ 特定給食施設以外の給食施設の設置者も特定給食施設と同様にご提出をお願いします。(様式が異なるので注意)

※ 宇都宮市と栃木県の様式は異なります。栃木県様式で提出しないでください。(宇都宮市保健所長宛の様式です)

1. 給食施設とは

(2) 特定給食施設等が行う届出・報告 ～給食実施状況報告書について～

宇都宮市健康増進法施行規則第6条により、**特定給食施設の管理者**は毎年5月及び11月に実施した給食の状況について、給食実施状況報告書を作成し、保健所へ提出してください。

提出方法 3種類	① 保健所窓口へ直接持参 (平日 8:30～17:15) ② 郵送 ③ メール※ (PDFに変換の上ご提出ください) 5月実施分は 6月16日まで です！
---------------------	--

※メールにて受理後、**保健所健康増進課**から確認メールを送付します。

健康増進課よりメールが届かない場合には、大変お手数ですがご連絡くださいますようお願いします。

1. 給食施設とは

(3) 栄養管理の基準

健康増進法第21条第3項により、特定給食施設の設置者は適切な栄養管理を行うことが義務付けられており、健康増進法施行規則第9条に定められている栄養管理の基準に沿って適切な栄養管理を行わなければなりません。

健康増進法施行規則第9条で定める基準

- 1 身体の状態、栄養状態等の把握、食事の提供、品質管理及び評価
- 2 提供する食事（給食）の献立
- 3 栄養に関する情報の提供
- 4 書類の整備について
- 5 衛生管理について

※ 特定給食施設以外の給食施設の設置者も特定給食施設と同様の栄養管理をお願いします。

※ 厚生労働省通知「特定給食施設が行う栄養管理に係る留意事項について」（令和2年3月31日 健健発第0331第2号別添2）において、具体的に実施すべき事項が示されております。併せてご確認ください。

1. 給食施設とは

(4) 保健所が行う指導及び助言

健康増進法第18条により、保健所を設置する市は特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行うこととされています。

宇都宮市では特定給食施設及び特定給食施設以外の給食施設に対して、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行っています。

◎ 個別指導・・・【給食施設巡回指導】

栄養指導員(※)が給食施設を訪問し、必要な帳票等を確認し、適切な栄養管理について指導及び助言します。

今年度巡回対象になった施設には
通知を送らせていただいております。
今年度は6月から巡回指導が始まります
ご確認をお願いします。

◎ 集団指導・・・給食業務従事者研修会

給食施設が適切な栄養管理を行えるように、給食施設の従事者に対して栄養に関する知識や技術の向上を目的に研修会を実施しています。



※ 栄養指導員：特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行う者であり、宇都宮市の場合は市長が任命します。（健康増進法第19条）

★本動画で説明すること

1. 給食施設とは
2. 令和6年度給食施設巡回指導結果と今後のポイント
3. 事前アンケート結果の情報共有
4. その他ご案内

2. 令和6年度給食施設巡回指導結果と今後のポイント

(1) 令和6年度 給食施設巡回指導概要

【実施時期】

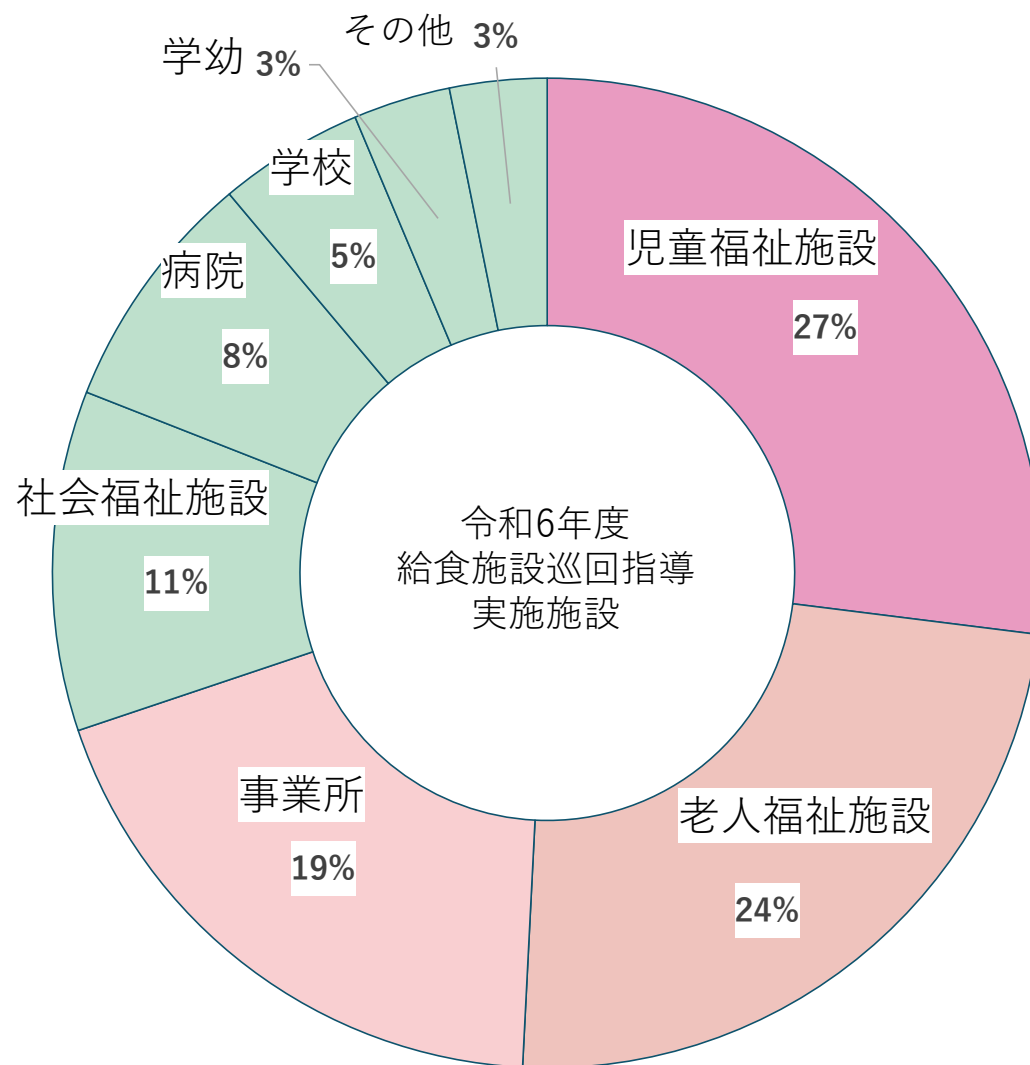
令和6年6月～令和7年3月

【実施施設】

63施設

うち 特定給食施設 51施設

特定給食施設以外の施設 12施設



2. 令和6年度給食施設巡回指導結果と今後のポイント

(1) 令和6年度 給食施設巡回指導概要

【巡回指導結果】 全63施設中

指導事項	指導施設数
★ 給与栄養量に過不足のある栄養素に留意し、献立作成を行うこと	46 施設
★ 目標栄養量を満たす献立作成基準となる食品構成を設定すること	36 施設
★ 給食関係帳簿を整備すること	20 施設
★ 日本人の食事摂取基準2020年版を参考に、対象者に合った目標栄養量を設定すること	12 施設
栄養士・管理栄養士員数の変更届を提出すること	7 施設
献立に栄養成分表示を行うこと	6 施設
・ 検食・検収の実施について、記録をすること ・ 正しい給与量を算出すること ・ 食品構成の見直しを行うこと 等	

2. 令和6年度給食施設巡回指導結果と今後のポイント

(2) 令和6年度 給食施設巡回指導結果



給与栄養量に過不足のある栄養素に留意し、献立作成を行うこと



栄養指導員

目標栄養量と給与栄養量を比較し、

カルシウム不足/食塩相当量過剰/ビタミン不足 が見られます

改善のポイント



過不足を解消するための献立作成の工夫については、事前アンケートの結果をまとめたものを宇都宮市のHPに掲載いたしました。ご参考ください。



←こちらから
アクセス
できます



過不足の評価にあたっては目標栄養量の設定が妥当であるかの確認を併せて行うことが重要です。本当に目標値が対象者にあっているか？ 目標が高すぎ(低すぎ)ないか？

2. 令和6年度給食施設巡回指導結果と今後のポイント

(2) 令和6年度 給食施設巡回指導結果



目標栄養量を満たす献立作成基準となる食品構成を設定すること



栄養指導員

食品構成が目標栄養量を満たしていることが確認できる書類はありますか

- ・ 同じ数字をずっと使っていて、根拠は分からない
- ・ PC内で管理しているが、どこにあるか分からない
- ・ 食品構成表作成根拠がどの書類を指すのか分からない



改善のポイント



対象者の目標を満たす数値であれば、既存値を用いることは差し支えありません。現在の目標の根拠となっている書類やデータは定期的に確認ください。



算出過程が分かる書類・データが必要です。PCソフト内で管理していて、どこに入っているか分からない場合は、事前に各給食ソフト会社にお問合せください。

2. 令和6年度給食施設巡回指導結果と今後のポイント

(2) 令和6年度 給食施設巡回指導結果



給食関係帳簿を整備すること



栄養指導員

〇〇の書類を見せてください
例) 検食簿を見せてください

- ・ 根拠書類がない
- ・ 帳簿がどこにあるか分からない
- ・ 作成していない
- ・ 手元にない



改善のポイント



給食運営するには様々な書類が必要です。紙でもデータでも構いません。
日頃から作成し、巡回日当日には全て提示できるよう整備をお願いします。
何を揃えたらよいか分からない場合は、保健所健康増進課へご相談ください。

※データ管理の場合は、該当書類をすぐ出せるよう画面の準備をお願いします

2. 令和6年度給食施設巡回指導結果と今後のポイント

(2) 令和6年度 給食施設巡回指導結果



対象者に合った目標設定を行うこと



栄養指導員

目標栄養量の設定根拠を教えてください

- ・ (なぜこの目標値になっているかが)分からない
- ・ 以前から同じ数値を使用している
- ・ 給食管理ソフトのサンプルデータを使用している



改善のポイント



対象者の目標を満たす数値であれば、サンプルデータ等を用いることは差し支えありません。設定根拠を明確にし、巡回時に説明できるようにご協力お願いします



対象者の身体状態が大きく変化しない場合でも年1～2回の定期的な見直しを行ってください

2. 令和6年度給食施設巡回指導結果と今後のポイント

(参考)栄養管理について

～日本人の食事摂取基準を活用する場合～

食事評価

栄養摂取状況アセスメント

- ・対象者の特性把握
- ・食事摂取量評価 等

エネルギー・栄養素の摂取量が
適切かどうかを評価

Plan(計画)

食事評価に基づき、
エネルギー・栄養素摂取量の
目指すべき値を決定し計画を立案

- ・目標栄養量の設定・食品構成の設定
- ・献立の作成・給与栄養量の算出 等

Act(改善)

検証結果に基づき計画を改善

- ・計画の見直し
(目標栄養量、食品構成、献立等)

Do(実施)

計画を実施

- ・適正な品質管理による食事の提供
- ・栄養情報の提供 等

Check(検証)

エネルギー・栄養素摂取量が計画どおりの値になっているか
その値が妥当か 評価, 検証する食事評価

- ・栄養出納による給与栄養量の過不足の確認
- ・喫食量/残食量の把握、満足度調査
- ・対象者の健康状態/栄養状態の評価 等

2. 令和6年度給食施設巡回指導結果と今後のポイント

- ・巡回日の**約2週間前**に電話とFAXで詳細をご連絡いたします。

目標栄養量の設定根拠 食品構成表の設定根拠

が確認できず、指導になってしまった施設が多くあります。
再度、設定根拠の確認と関係者で共有をお願いいたします。

必要書類

- ・給食会議議事録
- ・**目標栄養量の設定根拠**
- ・食品構成表
- ・**食品構成表の設定根拠**
- ・献立表(予定・実施・配布用)
- ・検収簿
- ・受払簿
- ・栄養出納表
- ・残食調査結果
- ・嗜好調査結果
- ・検食簿
- ・健康情報提供媒体(給食だより等)
- ・緊急時対応マニュアル

FAX送信書			
送信先			
TEL		FAX	
送信年月日			



発信者

宇都宮市保健所
〒321-0974 宇都宮市竹林町972
保健所健康増進課 健康づくりグループ
担当：
TEL : 626-1126 FAX : 627-9244
E-MAIL : u19070500@city.utsunomiya.tochigi.jp
送信枚数(本紙を含む) 5枚

標 題	給食施設巡回指導に伴う評価チェック票の送付について
日頃より、本市の保健行政にご配慮をいただきありがとうございます。 給食施設巡回指導のため、6月5日(水)午前10時頃施設へお伺いします。 出来るだけ短い時間で終了できますよう、以下について御協力をお願いいたします。 ◆ 当日は、施設側給食担当者と栄養管理担当者(管理栄養士や栄養士)の同席をお願いいたします。 ◆ 当日使用するチェック様式を添付しております。事前にチェック項目の確認(できている項目は○、十分ではない項目は×)及び、必要書類の準備をお願いいたします。	
必要書類 ・給食会議議事録 ・目標栄養量の設定根拠 ・食品構成表 ・食品構成表の設定根拠 ・献立表(予定・実施・配布用) ・検収簿	・受払簿 ・栄養出納表 ・残食調査結果 ・嗜好調査結果 ・検食簿 ・健康情報提供媒体(給食だより等) ・緊急時対応マニュアル
※ 上記書類をデータ管理されている場合は、確認ができるようPC等の準備または一部を印刷していただけますと幸いです。	

宇 都 宮 市

★本動画で説明すること

1. 給食施設とは
2. 令和6年度給食施設巡回指導結果と今後のポイント
3. 事前アンケート結果の情報共有
4. その他ご案内

3. 事前アンケート結果の情報共有

(1) 事前アンケート概要

- ・ 今回の事前アンケートでは、

過不足でお困りの栄養素(改善の工夫)について・行事食について

各給食施設の取組状況をお聞きしました。

【質問事項】

- ① 過不足があり困っている栄養素
- ② 過不足を無くすための工夫
- ③ 人気の行事・イベントメニューについて

104施設の皆様に回答いただきました



3. 事前アンケート結果の情報共有

(1) 事前アンケート概要



←こちらから
宇都宮市HPに
アクセスできます

取組状況一覧を宇都宮市HPに掲載しましたので、ぜひご参考ください。

過不足への取り組み

カルシウム

①	②
③	④
⑤	⑥
⑦	⑧
⑨	⑩
⑪	⑫
⑬	⑭
⑮	⑯
⑰	⑱
⑲	⑳
㉑	㉒
㉓	㉔
㉕	㉖
㉗	㉘
㉙	㉚
㉛	㉜
㉝	㉞
㉟	㊱
㊲	㊳
㊴	㊵
㊶	㊷
㊸	㊹
㊺	㊻
㊼	㊽
㊾	㊿

食塩

①	②
③	④
⑤	⑥
⑦	⑧
⑨	⑩
⑪	⑫
⑬	⑭
⑮	⑯
⑰	⑱
⑲	⑳
㉑	㉒
㉓	㉔
㉕	㉖
㉗	㉘
㉙	㉚
㉛	㉜
㉝	㉞
㉟	㊱
㊲	㊳
㊴	㊵
㊶	㊷
㊸	㊹
㊺	㊻
㊼	㊽
㊾	㊿

行事食への取り組み

行事食

①	②
③	④
⑤	⑥
⑦	⑧
⑨	⑩
⑪	⑫
⑬	⑭
⑮	⑯
⑰	⑱
⑲	⑳
㉑	㉒
㉓	㉔
㉕	㉖
㉗	㉘
㉙	㉚
㉛	㉜
㉝	㉞
㉟	㊱
㊲	㊳
㊴	㊵
㊶	㊷
㊸	㊹
㊺	㊻
㊼	㊽
㊾	㊿

行事食

①	②
③	④
⑤	⑥
⑦	⑧
⑨	⑩
⑪	⑫
⑬	⑭
⑮	⑯
⑰	⑱
⑲	⑳
㉑	㉒
㉓	㉔
㉕	㉖
㉗	㉘
㉙	㉚
㉛	㉜
㉝	㉞
㉟	㊱
㊲	㊳
㊴	㊵
㊶	㊷
㊸	㊹
㊺	㊻
㊼	㊽
㊾	㊿




お忙しい中ご回答いただきありがとうございました




★本動画で説明すること

1. 給食施設とは
2. 令和6年度給食施設巡回指導結果と今後のポイント
3. 事前アンケート結果の情報共有
4. その他ご案内

4. その他ご案内

◆宇都宮市ホームページをご活用ください

【ページID】 1004654
宇都宮市HPトップページからページID検索で飛ぶこともできます。

住めば
愉快だ
宇都宮

宇都宮市
UTSUNOMIYA CITY



暮らし・手続き

子育て・教育

健康・医療・福祉

イベント・文化・スポーツ

産業・ビジネス

市政情報

△ いざという時に

📅 イベント情報

🔍 サイト内検索

🔍 ページID検索

現在の位置: [トップページ](#) > [健康・医療・福祉](#) > [健康・健診・予防接種](#) > [保健施設・給食施設](#) > [宇都宮市保健所](#) > 給食施設関係者のみなさまへ

健康・医療・福祉

健康・健診・予防接種

▶ 保健施設・給食施設

▶ 宇都宮市保健所

・ 宇都宮市保健所

・ 市内の歯科医院で働きたい人募集

・ 准看護師や歯科衛生士を目指す学生を募集

・ 保健所へよくある質問

給食施設関係者のみなさまへ



ページID1004654 更新日 令和7年5月2日

 印刷  大きな文字で印刷

令和7年度 給食業務従事者研修会(動画配信)

1. 動画配信期間 令和7年6月16日(月曜日)～令和7年7月31日(木曜日)
2. 内容 講話「給食施設の衛生管理について」
事務連絡「給食施設に必要な栄養管理について」
3. 対象者 給食業務従事者(管理栄養士、栄養士、調理師、調理員等)



4. その他ご案内

◆宇都宮市ホームページをご活用ください

暮らし・手続き	子育て・教育	健康・医療・福祉	イベント・文化・スポーツ	産業・ビジネス	市政情報
---------	--------	----------	--------------	---------	------

保育についていまい施設

給食を開始(再開)するとき

特定給食施設及び特定給食施設以外の給食施設の設置者は、給食を開始又は再開した時に、給食を開始(再開)した日から1カ月以内に届出が必要です。

提出書類

特定給食施設開始(再開)届又は給食施設開始(再開)届

- [特定給食施設開始\(再開\)届 \(PDF 91.8KB\)](#)
- [特定給食施設開始\(再開\)届 \(Word 19.5KB\)](#)
- [給食施設開始\(再開\)届 \(PDF 87.8KB\)](#)
- [給食施設開始\(再開\)届 \(Word 19.5KB\)](#)
- [開始\(再開\)届の記入方法 \(PDF 100.9KB\)](#)

給食内容を変更するとき

特定給食施設及び特定給食施設以外の給食施設の設置者は、次の届出事項に変更が生じた時には、変更になった日から1カ月以内に届出が必要です。

必要な届出の様式も
HPから
ダウンロードできます。



4. その他ご案内

◆宇都宮市ホームページをご活用ください

識や技術の向上を目的に研修会を実施しています。

お役立ちリンク集

レシピに関するもの

- [毎日の食事にプラス1皿の野菜を！「野菜\(ベジ\)増し」レシピ](#)
- [保健センター栄養教室レシピ集](#)
- [保健センター栄養教室レシピを「クックパッド」に掲載しています](#)

健康情報に関するもの(啓発媒体等)

- [食生活に気を付けよう 6月は「食育月間」毎月19日は「食育の日」](#)
- [健康つつみやき まるごと健康ガイド](#)
- [口腔の健康セルフチェックシートをご活用ください](#)
- [ミヤリーの「野菜増し\(ベジまし\)」大作戦」](#)

衛生管理に関するもの

- [給食施設等のみなさまへ\(これまでの衛生管理に関する動画\)](#)
- [食品の安全](#)

研修会で取り上げた
法規等も
こちらから確認できます。



★おわりに

アンケートにご協力ください

動画視聴後、令和7年 **8月8日(金)** までに
FAXまたはメールにてご回答お願いいたします。

年度当初の通知に

緑色のアンケート用紙が同封されております。
(宇都宮市HPからも様式がダウンロードできます。)

【提出先】 宇都宮市保健所健康増進課

FAX…028-627-9244 Email…u19070500@city.utsunomiya.tochigi.jp

※今後の研修会で取り上げてほしいことや各給食施設と共有したいことが
ありましたらアンケートにてご回答ください。

ご視聴いただき
ありがとうございました

